

# 燕市地域生活支援拠点等整備事業

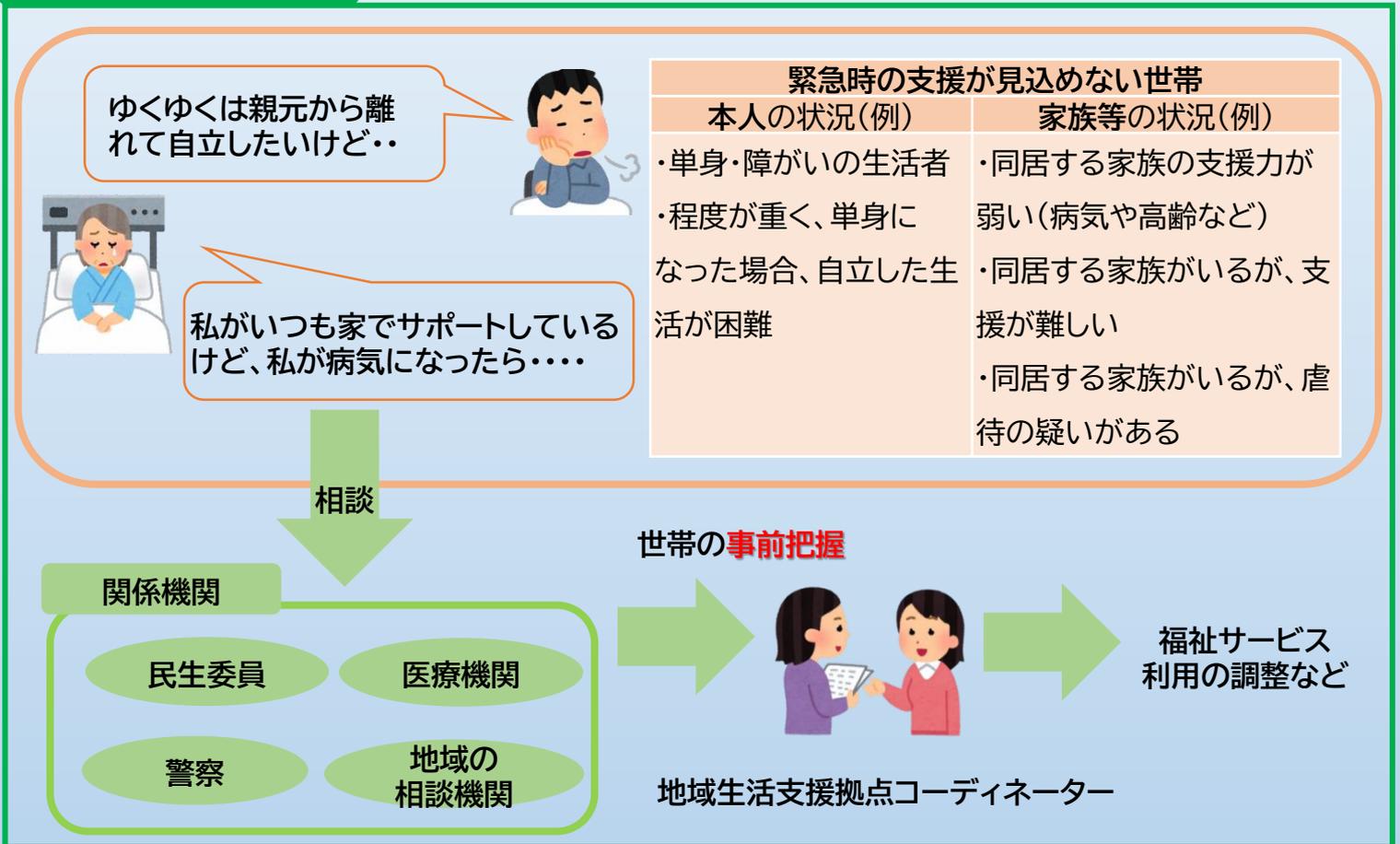
燕市地域生活支援拠点等整備事業とは、「もしも」の緊急時に備えるなど、関係機関が協力し、障がいのある方やそのご家族の生活を地域全体で支える仕組みのことで。

## 目的

- 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 入所施設や病院、親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制の整備。

(厚生労働省 『地域生活支援拠点等の機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の手引きより』P4より抜粋)

## イメージ図



【関係機関のみなさまへ】  
対象と思われる障がいのある方・世帯の  
**事前把握**にご協力ください。  
※把握された場合は下記にご連絡ください。

## 【お問い合わせ先】

燕市 社会福祉課 障がい者基幹相談支援センター（地域生活支援拠点コーディネーター）  
TEL 0256-77-8171 FAX 0256-77-8108  
メールアドレス shakaifukushi@city.tsubame.lg.jp

## Q&A



Q 緊急時の支援ってどんなことをしてくれるのでしょうか？

A それまでの備えに基づいて担当の相談支援専門員やコーディネーター(※)が短期入所施設などの受け入れ場所を調整するほか、受け入れ先で円滑に支援を受けるための情報提供等を行います。

Q この事業での対応が望ましい状況とは？

A 「親が緊急入院し、自宅で一人になった」「怪我などで一人暮らしが困難になった」「虐待が発見され、すぐに保護が必要」等のケースを想定しています。

Q この事業の体制は具体的にどのように整備するのですか？

A 燕市では、市やひとつの事業所が機能を担うのではなく、複数の事業所がそれぞれの機能ごとに事業所に登録をお願いしています。登録された事業所については、その都度ホームページでお知らせしていきます。

Q 事前に把握された方のみがこの事業の対象ですか？

A そのようなことはございませんが、ご家族が高齢であったり病気で「もしも」のときに介護等が難しくなることが想定される場合は、緊急時のリスクを下げるためにも、事前把握にご協力ください。

Q 個人情報もしっかり守られるのでしょうか？

A 燕市はもちろん、地域の事業所などは、業務上知り得た情報に関する守秘義務を負っています。登録時やその後の対応等で得られた個人情報は適切に管理してまいります。

### 【燕市の委託相談支援事業所一覧】

事業所名	住所	電話番号
相談支援事業所はばたき	燕市道金1160	0256-64-7738
地域生活支援センターやすらぎ	燕市吉田大保町25-15	0256-94-7486
相談支援事業所ひまわり	燕市吉田大保町25-15	0256-77-6001
相談支援事業所つばくろ	燕市横田13572番地3	0256-66-6060
相談支援センターアリス	燕市桜町5番地	0256-66-0017

※地域生活支援拠点コーディネーターとは？

「緊急時の支援が見込めない世帯の把握」に努め、必要に応じて関係機関と連携して、緊急の事態等に必要サービスのコーディネート調整を図る中核的な役割の担います。燕市障がい者基幹相談支援センターに配置されており、業務の一部は相談支援事業所に委託しています。